

財形年金貯金

(平成19年11月20日現在適用中)

1. 商品名	・財形年金貯金
2. 販売対象	・満55歳未満の勤労者
3. 期間 (1) 預入期間 (2) 据置期間 (3) 支払期間	<ul style="list-style-type: none"> ・5年以上 ・6か月以上5年以内 ・5年以上20年以内 なお、支払開始日は満60歳に達した日以降の日
4. 預入方法等 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入貯金の種類 (5) 年金元金計算日での作成貯金の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・次の賃金から年1回以上の定期的な天引きによる預入 月例給与および賞与 月例給与 賞与 ・1回あたり1,000円以上の金額 ・1円単位 ・一口の「期日指定定期貯金」とします。 ただし、年金元金計算日(支払開始日の3か月前の応当日)までの期間が1年未満の場合は「自由金利型定期貯金(M型)」を作成します。 ・上記(4)の貯金は、年金元金計算日に満期日が到来したのものとして、所定の方法により分割し、年金元金計算日から3か月ごとの応当日を満期とする12口の「期日指定定期貯金」を作成します。 ただし、年金支払日までの期間が1年未満の場合は「自由金利型定期貯金(M型)」を作成します。 以後、3年ごとに当処理を繰り返します。
5. 払戻方法	・上記3の「支払期間」とおり、年金として、3か月ごとに払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・各分割預入時、継続時および年金元金計算日における財形年金貯金の店頭表示の利率を適用します。 ・上記5の「払戻方法」と同様、年金として、組入貯金の満期日ごと(3か月ごと)に支払います。 ・期日指定定期貯金あるいは自由金利型定期貯金(M型)の計算方法を適用します。 ・20%(国税15%、地方税5%)の分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・財形住宅貯金と合わせ、550万円まで非課税となります。
9. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・年金支払以外の目的で、払い戻した場合は、5年間遡って、利息に対し20%課税されます。 ・預入された期日指定定期貯金あるいは自由金利型定期貯金(M型)の中途解約時の取り扱いに準じます。
10. 貯金(預金)保険制度(公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. その他参考となる事項	・お一人様一契約となっております。